

1. 高度急性期入院管理料に関する改定項目

① 新興感染症、重症者などへの対応

EICU2, 4・ICU1～4:重症患者対応体制強化加算 300～750点

② 重篤な患者に対し医師・看護師等の他職種とともに「入院時重症患者対応メディエーター」が当該患者及び家族に対して、治療方針・内容等の理解及び意向の表明を支援する体制を評価する

EICU、ICU,HCU,SCU,PICU,NICU、MFICU、GCU:重症患者初期支援充実加算 300点

③ 急性血液浄化又は体外式心肺補助(ECMO)を必要とする患者や臓器移植を行った患者について、長期の集中治療管理が必要となる実態を踏まえ、算定上限日数を延長する

EICU,ICU算定期間見直し:ECMO25日、移植30日

④ 特定集中治療室において、患者の入室後早期から離床に向けたリハビリテーション等の総合的な取組を行う。

EICU,HCU,SCU、PICU 早期離床・リハビリテーション加算

⑤ これまでの早期から経腸栄養を行った場合の加算を見直し、早期栄養介入＋経腸栄養を実施の2つの評価に切り替え、400点→250点＋400点とする。

EICU,ICU、SCU、HCU、PICU 早期栄養介入管理加算

2. 高度急性期入院管理料別の改定項目

特定集中治療室管理料1~4

- ・重症患者対応体制強化加算(新設)
→専門性の高い臨床工学技士、看護師の配置
イ 3日以内 750点
ロ 4日~7日以内 500点
ハ 8日~14日以内 300点

- ・重症患者初期支援充実加算(新設) 300点
→重症患者対応メディエーターの配置
重篤な患者及びその家族に対する支援

- ・算定期間の見直し
→急性血液浄化 ECMO 25日
→臓器移植 30日

- ・早期栄養介入管理加算
→7日を限度として 250点
→入室後早期から経腸栄養を開始400点加算

- ・バイオクリーンルームであることが望ましい
→バイオクリーンルームであること。から要件が変更となった。(学会の提言に基づく)

ハイケアユニット入院医療管理料

- ・重症患者初期支援充実加算(新設) 300点
→重症患者対応メディエーターの配置
重篤な患者及びその家族に対する支援

- ・早期離床・リハビリテーション加算 500点
→重症患者対応メディエーターの配置
重篤な患者及びその家族に対する支援

- ・早期栄養介入管理加算
→7日を限度として 250点
→入室後早期から経腸栄養を開始400点加算

救命救急入院料1~4

- ・算定期間の見直し
→急性血液浄化 ECMO 25日
→臓器移植 30日

- ・早期離床・リハビリテーション加算 500点
→重症患者対応メディエーターの配置
重篤な患者及びその家族に対する支援

- ・自殺企図対応に対する評価:増点)

- ・バイオクリーンルームであることが望ましい
→バイオクリーンルームであること。から要件が変更となった。(学会の提言に基づく)

救命救急入院料2・4

- ・重症患者対応体制強化加算(新設)
→専門性の高い臨床工学技士、看護師の配置
イ 3日以内 750点
ロ 4日~7日以内 500点
ハ 8日~14日以内 300点

- ・重症患者初期支援充実加算(新設) 300点
→重症患者対応メディエーターの配置
重篤な患者及びその家族に対する支援

- ・早期栄養介入管理加算
→7日を限度として 250点
→入室後早期から経腸栄養を開始400点加算

脳卒中ケアユニット入院医療管理料

- ・重症患者初期支援充実加算(新設) 300点
→重症患者対応メディエーターの配置
重篤な患者及びその家族に対する支援

- ・早期離床・リハビリテーション加算 500点
→重症患者対応メディエーターの配置
重篤な患者及びその家族に対する支援

- ・早期栄養介入管理加算
→7日を限度として 250点
→入室後早期から経腸栄養を開始400点加算

新生児集中治療室管理料

- ・重症患者初期支援充実加算(新設) 300点
→重症患者対応メディエーターの配置
重篤な患者及びその家族に対する支援

- ・バイオクリーンルームであることが望ましい
→バイオクリーンルームであること。から要件が変更となった。(学会の提言に基づく)

新生児治療回復室入院医療管理料

- ・重症患者初期支援充実加算(新設) 300点
→重症患者対応メディエーターの配置
重篤な患者及びその家族に対する支援

小児特定集中治療室管理料

- ・重症患者初期支援充実加算(新設) 300点
→重症患者対応メディエーターの配置
重篤な患者及びその家族に対する支援

- ・早期離床・リハビリテーション加算 500点
→重症患者対応メディエーターの配置
重篤な患者及びその家族に対する支援

- ・バイオクリーンルームであることが望ましい
→バイオクリーンルームであること。から要件が変更となった。(学会の提言に基づく)

- ・早期栄養介入管理加算
→7日を限度として 250点
→入室後早期から経腸栄養を開始400点加算

総合周産期特定集中治療室管理料

- ・重症患者初期支援充実加算(新設) 300点
→重症患者対応メディエーターの配置
重篤な患者及びその家族に対する支援

- ・成育連携支援加算 1,200点(新設)
→胎児が重篤な状態に必要な支援

- ・バイオクリーンルームであることが望ましい
→バイオクリーンルームであること。から要件が変更となった。(学会の提言に基づく)